

文京区障害者地域自立支援協議会 平成 21 年度権利擁護専門部会まとめ

自立支援協議会からの下命事項

- ① 障害者への権利侵害や権利侵害が予想される事例についての検討
- ② 事業所等における望ましい権利擁護支援体制の検討
- ③ 権利擁護のネットワークづくりについての検討

1 検討経過と内容

① 第 1 回

権利擁護部会の下命事項の説明

各施設、行政窓口等から提出された事例の検討

- ・ サービス利用者への権利侵害の可能性のある事例
- ・ 知的障害者の消費者被害の事例
- ・ 地域福祉権利擁護事業を通じて想定される権利侵害の説明
- ・ 高齢者や障害者の親族による財産侵害の事例
- ・ 成年後見制度の申立支援について

② 第 2 回

各施設、行政窓口等から提出された事例の検討

- ・ 発達の遅れのある子どもの保育所入所の事例
- ・ 視覚障害者の銀行での手続きがスムーズにできなかった事例
- ・ 聴覚障害者が旅行申し込みした際の事例
- ・ 後遺症による、職場復帰後の就業環境に関する事例

③ 第 3 回

知的障害、精神障害及びアルコール依存症の複合的な事例の検討

検討内容

- ・ 本人の心身能力の程度（軽度、中程度、重度）
- ・ 親族が後見申立をする意思があるか
- ・ 病院等の身元引受人を誰が受けるか
- ・ 今後の金銭管理のあり方
- ・ 区の関与のあり方

2 事例検討の中で出された主な意見

- ① 第1回の検討事例（権利侵害の可能性のある事例）
- ・権利擁護という言葉の定義が広範囲なので、権利の内容を分類別に考えたらどうか。
 - ・今後議論を進めるのに、障害形態別（身体・知的・精神）にするのか、権利侵害別にするか。
 - ・この部会では、何か成果や結論を出すことが必要か。
- ② 第2回の検討事例（第1回からの継続）
- ・権利侵害事例は発見が困難。特に家族からの侵害は難しい。
 - ・障害者支援のネットワークをどう構築するか。
 - ・身体拘束ケース、特に薬物投与については、施設、病院側の説明が無いと分からない。病院によっては事前説明を行っているようだが、契約書の取り交わしについては聞かない。このような問題を解決するネットワークづくりが必要である。
 - ・就労支援と生活支援を結びつけることと、就労後の支援をどうするかが重要である。
- ③ 第3回検討事例
- ・相談者は当初から権利擁護という目的意識で相談するのではなく、障害者の一般的な相談から問題点が把握されてくる。障害福祉課等では、サインを見逃さない窓口対応が重要である。
 - ・高齢者には地域包括支援センターがあるが、障害者にはそのような機関がない。
 - ・親族がいない場合などで知的障害者や精神障害者に関して成年後見人等を付けるには、関係法律に基づく区長申し立て手続きが必要である。
 - ・障害者の成年後見制度に関しては区長申し立ての実績がないため、ノウハウの蓄積がない。今後は、マニュアルを整備し、迅速な対応の準備をしていく必要がある。
 - ・区長申し立てについては、親族と連絡が取れなければ区長申し立てを行なうというスタンスでよいのでは。
 - ・ワンストップで障害者からの相談を受け、必要な機関と適切に連携して解決へと導くことが重要である。

- 権利擁護の相談支援において、社会福祉協議会の権利擁護センターの役割は重要である。
- 介護保険では、日常生活圏域や地域包括支援センターの設置などの相談支援体制を国が示しているが、障害者分野では、地域で検討を深めていく必要がある。
- 権利擁護の観点から、あくまでも本人の意思が重要である。ともすれば家族、関係機関などで一方的に施設入所などを決めてしまうことも見受けられる。今後は本人の意思確認と望ましい自立生活をいかに融合させたら良いのかという意見があった。
- 虐待については過剰介護なのか虐待なのか表面に現れにくい。それが介護者・養育者などからであればなおさらである。
- 複雑な問題がある場合などは、関係機関による個別支援会議の迅速な開催が必要である。